

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年11月4日開催 日本暗号資産取引業協会]

1. 金融行政方針について

- 8月31日、本事務年度の金融行政方針を公表した。毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。
- 暗号資産関連ビジネスは目まぐるしく変化している中で、暗号資産交換業者におけるビジネスモデルや内包するリスクを適切に把握し、フォワードルッキングな監督業務を実施するため、ビジネスモデルにかかるヒアリングや、財務リスク等の把握、経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性にかかるモニタリングを実施する方針。
- また、新規の業登録に関して、審査プロセスの透明性を維持しつつ、より迅速に登録審査を進めることとしている。
- 現在、暗号資産交換業者においては、NFT関連事業やIEOの取扱いなど、従来の暗号資産交換業に含まれないものも含めた新たな業務が開始・検討されているため、イノベーションの促進と利用者保護のバランスに留意しつつ、モニタリングしていくべき範囲や深度、着眼点を検討していきたい。

2. 暗号資産移転における通知義務対応について

- 貴協会では検討中の通知義務、いわゆる、トラベルルールの自主規則については、来年4月に施行される予定で検討が進められていると承知している。引き続き、会員各社と連携して対応いただきたい。

3. FATF（金融活動作業部会）における暗号資産を巡る議論

- (1) 暗号資産・暗号資産交換業者に関するFATF基準についての2回目の12ヵ月レビュー報告書

- 7月5日に公表された「2回目の12ヵ月レビュー報告書」については、各国に暗号資産にかかるFATF基準の早期実施を要請するとともに、トラベルルールに関して、官民双方に早期実施を要請している。FATFとしては、来年6月に、これらの進捗状況を整理することとしており、各国における進捗に注目が集まっている状況。
- (2) 暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベースアプローチに関するガイダンス
 - 2019年6月の暗号資産及び暗号資産交換業者に関するFATF基準の最終化とともに採択していたFATFの暗号資産ガイダンスの改訂版が10月28日に公表された。主要な改訂テーマは、①FATF基準の適用範囲（VA, VASPの定義）②P2P取引のリスク削減、③ステーブルコイン、④トラベルルールなど。
 - 例えば、トラベルルールに関しては、取引相手の暗号資産交換業者のデューデリジェンス、通知すべき情報・タイミング等について記載しており、トラベルルール実施に向けた自主規制規則策定や業務運営に有益な情報が盛り込まれているところ、是非参考にさせていただきたい。
 - 金融庁は、FATFにおいて本件を担当するコンタクト・グループの共同議長国として、これらの作業に貢献してきた。こうした点も踏まえ、ガイダンスの詳細な内容については、今後、業界向けにも説明・意見交換等を行っていく。
 - 報告書・ガイダンスは、先日のG20財務大臣・中央銀行総裁会合コミニケでも言及されており、国際的な関心も非常に高い。金融庁は、今後とも、国際的な議論に貢献するとともに、そこで得た知見・情報を国内関係者にも幅広く共有していく方針。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《FATF 第4次対日審査の公表等について》

- FATFの第4次対日審査報告書が8月30日に公表された。

- 今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に優先的に取り組むべきとされている。
- 当報告書の公表を契機として、政府は今後3年間の行動計画を策定・公表している。「行動計画」の中で、金融庁は、
 - ・ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化、
 - ・ 金融機関等による継続的顧客管理の完全実施を含む、リスク低減策の高度化、
 - ・ 取引モニタリングの共同システム実用化の検討等に取り組んでいくこととしている。
- これらの対策は、利用者の官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、引き続き、マネロン・テロ資金供与対策の高度化の取組みへの協力をお願いしたい。

5. デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会について

- 金融庁では、7月に「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」を設置し、送金手段や証券商品などのデジタル化のあり方等について、金融のデジタル化が加速していることを踏まえ、民間のイノベーションを促進しつつ、利用者保護などを適切に確保する観点から、これまで4回にわたり議論が行われた。
- 直近（11月1日）開催された第4回研究会においては、①パーミッションレス型の分散型台帳等を利用した金融サービスに関する基本的な課題、②ステーブルコインを巡る諸課題等について議論が行われた。
- ステーブルコインを巡る諸課題等については、引き続き、金融審議会資金決済ワーキンググループにおいて制度整備に向けた論点について議論が行われる予定。

- 研究会には、貴協会もオブザーバーとして出席しているが、今後、制度整備の検討に当たっては、意見を伺うこともあるかと思うので、協力をお願いしたい。

(以 上)